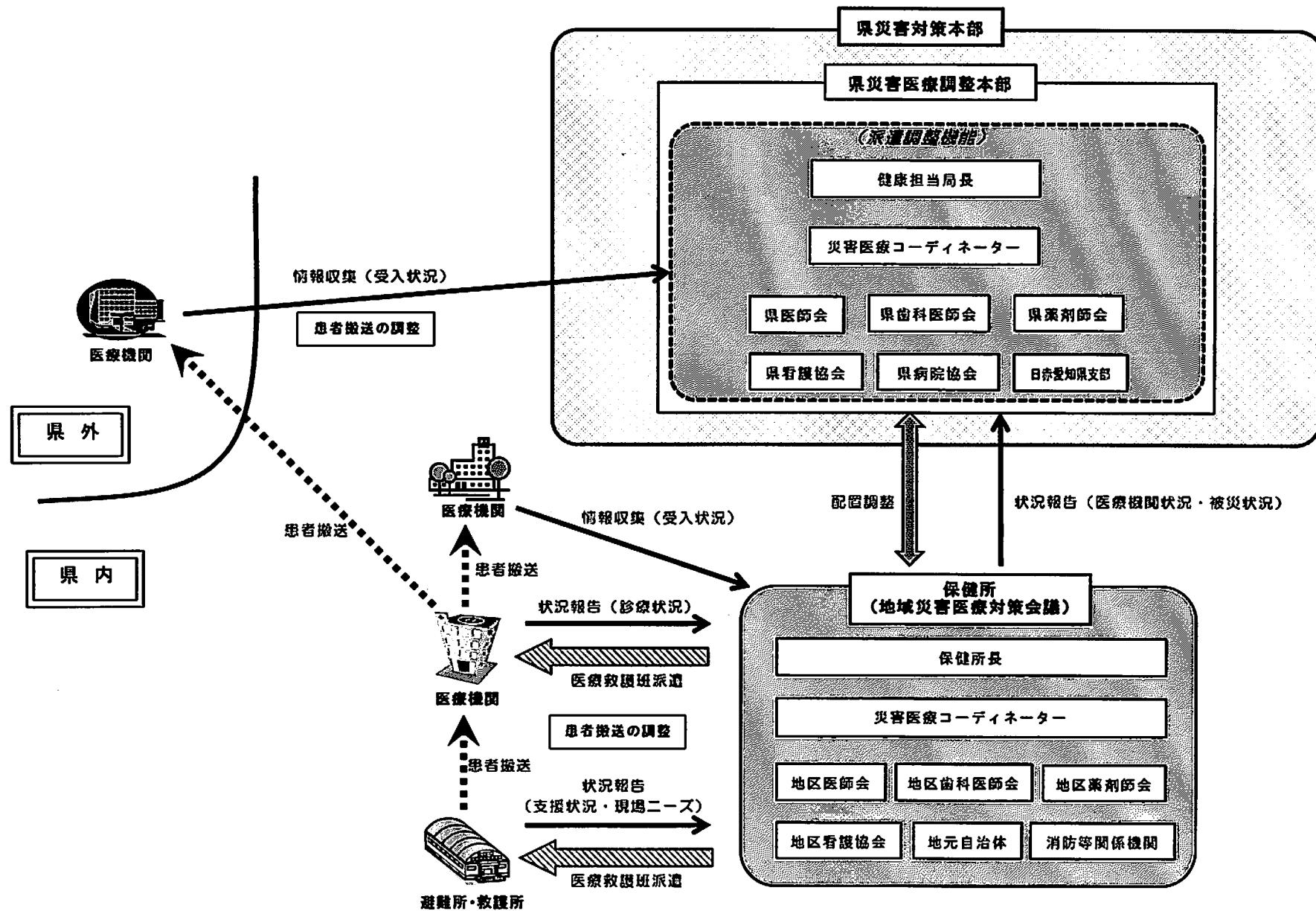


災 害 医 療 提 供 体 制



県災害医療調整本部（仮称）及び地域災害医療対策会議（仮称）について

1 県災害医療調整本部（仮称）及び地域災害医療対策会議（仮称）設置基準

（1）県災害医療調整本部（仮称）

- ・県に災害対策本部が設置され、県内に震度6強以上の地震が発生した場合。
- ・その他健康担当局長が必要と判断した場合。

（2）地域災害医療対策会議（仮称）

- ・管内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。

2 地域災害医療対策会議（仮称）について

（1）主な業務内容

ア 被災状況の把握

- ・地域の被災状況（生活インフラ、医療機関、救護所、避難所）
- ・医療機関における診療・入院患者受入れの可否及び受入れ可能患者数
- ・支援の必要な医療機関の状況 等

イ 支援可能状況の把握

- ・支援可能な医療資源の状況（医療チーム、医薬品等の提供可能数 等）
- ・被災状況を踏まえた医療機関、救護所等の支援方策の検討
- ・医療ニーズ等の分析
- ・支援内容の決定（医療チームの配置、医薬品供給、患者搬送等）
- ・他地域からの必要な支援内容の確認

エ 関係機関等との調整

- ・他地域への支援要請
- ・県災害医療調整本部（仮称）との情報共有、支援要請
- ・医療チーム受入れ・配置の調整
- ・医薬品等調達・供給の調整
- ・患者搬送の調整
- ・移動手段確保の調整

（2）体制

ア 構成及び主な役割

○議長（保健所長）

- ・会議全体の統括、事務局機能
- ・定期的及び必要な都度会議を開催し、情報の収集・共有化を図る。

○地域災害医療コーディネーター（災害拠点病院医師）

- ・会議を専門的な立場からリードし、議長に対して助言を行う。

○関係医療機関

（地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、地区看護協会、病院、自治体、消防、警察等）

- ・意見交換、情報提供、及び共有を行う。
- ・関係機関との連絡員機能

(3) 地域災害医療対策会議（仮称）の地域割り

| 2次医療圏名 | 広域救急医療圏 | 保健所（下線は事務局） | 災害拠点病院 |
|--------|------------------------------|---|--|
| 名古屋 | 名古屋A 名古屋B 名古屋C 名古屋D | 名古屋市役所 <u>（健康福祉局保健医療課）</u> 市内各区に保健所 (16 保健所) | ◎社会保険中京病院 ◎名古屋医療センター ◎名古屋掖済会病院 ◎名古屋第一赤十字病院 ◎名古屋第二赤十字病院 ◎名古屋市立大学病院 ○中部労災病院 ○名古屋記念病院 ○名古屋市立東部医療センター ○名古屋大学医学部附属病院 ○名古屋市立西部医療センター |
| 海部 | 海部E | <u>津島</u> | ○厚生連海南病院 ○津島市民病院 |
| 尾張中部 | 尾張西北部F | <u>師勝</u> | |
| 尾張東部 | 尾張東部 I | <u>瀬戸</u> | ●藤田保健衛生大学病院 ●愛知医科大学病院 ○公立陶生病院 |
| 尾張西部 | 尾張西北部F | <u>一宮</u> | ○一宮市立市民病院 ○総合大雄会病院 ○厚生連尾西病院 |
| 尾張北部 | 尾張北部G 春日井小牧H | <u>春日井</u> 江南 | ○小牧市民病院 ○厚生連江南厚生病院 ○春日井市民病院 |
| 知多半島 | 知多 J | <u>半田</u> 知多 | ○半田市立半田病院 ○厚生連知多厚生病院 |
| 西三河北部 | 豊田加茂M | <u>豊田市保健所</u> 衣浦東部 | ○厚生連豊田厚生病院 ○トヨタ記念病院 |
| 西三河南部東 | 岡崎額田L | <u>岡崎市保健所</u> 西尾 | ○岡崎市民病院 |
| 西三河南部西 | 衣浦西尾K | <u>衣浦東部</u> 西尾 | ○厚生連安城更生病院 ○刈谷豊田総合病院 ○西尾市民病院 |
| 東三河北部 | 東三河山間O | <u>新城</u> | ○新城市民病院 |
| 東三河南部 | 東三河平坦N | <u>豊川</u> 豊橋市保健所 | ○豊橋市民病院 ○豊川市民病院 ○豊橋医療センター |

●基幹災害拠点病院、◎中核災害拠点病院、○地域災害拠点病院

愛知県災害医療コーディネーター名簿

○本部災害医療コーディネーター

(敬称略、順不同)

| 氏名 | 災害拠点病院名 | 職名 |
|---------------------|--------------|-----------------|
| 中川 隆 (なかがわ たかし) | 愛知医科大学病院 | 高度救命救急センター長 |
| 加納 秀記 (かのう ひでき) | 藤田保健衛生大学病院 | 地域救急医療学准教授 |
| 足立 裕史 (あだち ゆうし) | 名古屋大学医学部附属病院 | 救急部病院講師 |
| 笠野 寛 (ささの ひろし) | 名古屋市立大学病院 | 臨床シミュレーションセンター長 |
| 北川 喜己 (きたがわ よしみ) | 名古屋掖済会病院 | 副院長 |
| 花木 芳洋 (はなき よしひろ) | 名古屋第一赤十字病院 | 救急部長 |
| 稻田 真治 (いなだ しんじ) | 名古屋第二赤十字病院 | 救急科部長 |

○地域災害医療コーディネーター

(敬称略、順不同)

| 二次医療圏名 | 氏名 | 災害拠点病院名 | 職名 |
|--------|-----------------------|---------------------|---------------|
| 名古屋 | 上山 昌史 (うえやま まさし) | 社会保険中京病院 | 救命救急センター長 |
| | 宮田 泰彦 (みやた やすひこ) | (独)国立病院機構 名古屋医療センター | 統括診療部血液内科医長 |
| | 丸井 伸行 (まるい のぶゆき) | (独)労働者健康福祉機構 中部労災病院 | 救急部長 |
| | 武内 有城 (たけうち ゆうき) | 名古屋記念病院 | 副院長 |
| | 友田 圭介 (ともだ けいすけ) | 名古屋市立東部医療センター | 第一外科副部長 |
| | 桑原 義之 (くわばら よしゆき) | 名古屋市立西部医療センター | 副院長 |
| 海部 | 坪内 宏樹 (つぼうち ひろき) | 厚生連海南病院 | 麻酔科部長兼救急科部長 |
| | 松永 宏之 (まつなが ひろゆき) | 津島市民病院 | 救急医療部長 |
| 尾張東部 | 岩田 充永 (いわた みつなが) | 藤田保健衛生大学病院 | 病院特任准教授 |
| | 竹内 昭憲 (たけうち あきのり) | 愛知医科大学病院 | 救命救急科教授 |
| | 市原 利彦 (いちはら としひこ) | 公立陶生病院 | 救急部主任部長 |
| 尾張西部 | 永田 二郎 (ながた じろう) | 一宮市立市民病院 | 診療局長 |
| | 高木 省治 (たかき しょうじ) | 総合大雄会病院 | 救命救急センター長 |
| | 加藤 哲司 (かとう てつじ) | 厚生連尾西病院 | 副院長兼整形外科部長 |
| 尾張北部 | 小川 裕 (おがわ ゆたか) | 小牧市民病院 | 副院長兼救命救急センター長 |
| | 渡辺 博 (わたなべ ひろし) | 厚生連江南厚生病院 | 副院長 |
| | 鈴木 浩之 (すずき ひろゆき) | 春日井市民病院 | 整形外科医長 |
| 知多半島 | 田中 幸也 (たなか たかや) | 半田市立半田病院 | 救命救急センター長 |
| | 水野 志朗 (みずの しろう) | 厚生連 知多厚生病院 | 副院長 |
| 西三河北部 | 小林 修一 (こばやし しゅういち) | 厚生連 豊田厚生病院 | 救命救急センター長 |
| | 佐竹 章 (さたけ あきら) | トヨタ記念病院 | 副院長 |
| 西三河南部東 | 中野 浩 (なかの ひろし) | 岡崎市民病院 | 救命救急センター所長 |
| 西三河南部西 | 田淵 昭彦 (たぶち あきひこ) | 厚生連 安城更生病院 | 救急科代表部長 |
| | 三浦 政直 (みうら まさなお) | 刈谷豊田総合病院 | 救命救急センター長 |
| | 田中 俊郎 (たなか としろう) | 西尾市民病院 | 内科部長 |
| 東三河北部 | 棟葉 誠 (しんば まこと) | 新城市民病院 | 総合診療科部長医師 |
| 東三河南部 | 鈴木 伸行 (すずき のぶゆき) | 豊橋市民病院 | 医局長 |
| | 松本 隆 (まつもと たかし) | 豊川市民病院 | 副院長兼救急医療部長 |
| | 西村 康明 (にしむら やすあき) | (独)国立病院機構 豊橋医療センター | 副院長 |

愛知県災害医療コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 災害時における医療提供体制の円滑な実施を図るため、医務国保課に愛知県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

(身分)

第2条 コーディネーターの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員とする。

(名称及び業務)

第3条 コーディネーターの名称は、その従事する業務の内容により、次の区分のとおりとする。

| 名 称 | 業 务 内 容 等 |
|----------------|---|
| 本部災害医療コーディネーター | 愛知県災害対策本部の下に設置する災害医療調整本部内に置き、県全域の災害時の医療提供体制を統括し、調整を行う業務を行う。 |
| 地域災害医療コーディネーター | 災害拠点病院の属する2次医療圏において、保健所が設置する地域災害医療対策会議に置き、地域における災害時の医療提供体制を統括し、調整する業務を行う。 |

2 その他、業務に関することは別に定める。

(任用)

第4条 コーディネーターは、第3条に規定する職務を行うのに必要な知識と経験を有する災害医療に精通した愛知県の災害拠点病院の医師であって、地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者のうちから知事が任用する。

2 コーディネーターの任用は、正規職員に準じた辞令様式により辞令を交付して行う。

3 コーディネーターの任期は1年とし、再任は妨げないものとする。ただし、任期の途中において離職し、又は解雇された場合の後任のコーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償等)

第5条 コーディネーターの報酬は、「特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和31年愛知県条例第40号）第2条の規定によりこれを日額で支給する。

2 支給額については別に定める。

3 コーディネーターが職務のため旅行したときは、「職員等の旅費に関する条例」（昭和29年愛知県条例第1号）の規定を準用して別に定めるところにより旅費を支給する。

(勤務条件)

第6条 コーディネーターは、医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時にその職務を行う。

2 コーディネーターは、平時から、災害時において円滑に業務を行えるよう、県の災害医療対策に助言を行うとともに関係機関等との連携を図るものとする。

3 その他、勤務条件に関するることは別に定める。

(服務及び懲戒)

第7条 コーディネーターの服務及び懲戒については、原則として正規職員の例による。

2 コーディネーターは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解雇)

第8条 コーディネーターは、次の各号の一に該当する場合は解雇されることがある。

1 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、又は第7条第2項の規定に違反した場合

(3) コーディネーターたるにふさわしくない非行があった場合

2 コーディネーターの解雇制限及び予告については、労働基準法第19条から第21条までの規定が適用される。

(離職)

第9条 コーディネーターは、次の各号の一に該当する場合は、離職するものとする。

(1) 退職を願い出て承認された場合

(2) 任用期間が終了した場合

(3) 医師免許を取り消された場合

(4) 死亡した場合

(5) 第7条の規定による懲戒免職及び第8条に規定する解雇の場合

(公務災害)

第10条 コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に対する補償については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」（昭和42年愛知県条例第35号）の定めるところによる。

(庶務)

第11条 コーディネーターに関する庶務は、医務国保課において所管する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

